

さくら市告示第46号

さくら市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月24日

さくら市長 中村 卓資

さくら市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、さくら市空き家等情報バンク実施要綱（平成28年さくら市告示第146号。以下「実施要綱」という。）に規定する空き家等情報バンクの利用促進を図るための経費に対し、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号。以下「訓令」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内でさくら市空き家バンクリフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(補助対象空き家)

第3条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、空き家等情報バンクを利用して購入された、自己の居住の用に供する家屋（区分所有建物及び賃貸住宅を除く。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家を購入した者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助事業を実施しようとする者で当該空き家の所有者等の配偶者又は3親等

以内の親族でないこと。

- (2) 補助対象空き家の売買契約締結日の前1年の間に本市の住民基本台帳に記録されていないこと、又は18歳未満の子を有する世帯（第7条において「子育て世帯」という。）であること。
- (3) 補助対象空き家に住所を異動した日から起算して10年以上当該物件に居住すると誓約できること。
- (4) 国税及び市税を滞納していないこと。
- (5) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象工事）

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が発注する補助対象空き家の居住の用に供する部分に係る安全性、居住性又は機能性の維持や向上のために行う、修繕、補強、間取りの変更等の改修工事であること。
- (2) 市内業者（市内に本社、支店若しくは営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいう。）が実施するものであること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しない工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付が決定する前に着手した工事
- (2) 当該工事に要する費用の総額（消費税及び地方消費税を含む。）が20万円未満の工事
- (3) 他の制度による補助金又は報償金の交付を受け、又は受けようとする工事
- (4) その他市長が補助の対象とすることが不適当であると判断した工事

（補助対象経費）

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（補助対象者が子育て世帯の場合は3分の2）の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50

万円（補助対象者が子育て世帯の場合は100万円）を上限額とする。ただし、立地適正化計画の居住誘導区域内で行う補助対象工事については、70万円（補助対象者が子育て世帯の場合は、120万円）を上限額とする。

（事業の実施期間）

第8条 補助金を交付する事業の実施期間は、令和8年度から令和9年度までとする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事に着手する前に、空き家バンクリフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象空き家の売買契約を締結した日から2年を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象空き家の売買契約書の写し
- （2） 売買契約締結日の前1年間の間に本市の住民基本台帳に記録されていないことを証する書類（子育て世帯を除く。）
- （3） 補助対象工事に係る見積書及び明細書（併用住宅にあっては居住部分）の写し
- （4） 補助対象空き家の位置図
- （5） 補助対象空き家の外観及び施工予定箇所の写真
- （6） 申請者に係る国税納税証明書及び市税完納証明書
- （7） 誓約書兼同意書（様式第2号）
- （8） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第10条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、空き家バンクリフォーム補助金交付決定通知書（様式第3号）及び空き家バンクリフォーム補助金交付決定指令書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは、空き家バンクリフォーム補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該交付申請をした申請者に通知するものとする。

（変更又は中止）

第11条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ空き家バンクリフォーム補助金事業変更等承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更又は中止を認めるときは空き家バンクリフォーム補助金変更等承認書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象工事について次に掲げる事項のみを変更する場合は、同項の承認を不要とする。この場合において、申請者は、補助対象工事の完了前までに、当該変更の内容を空き家バンクリフォーム補助金事業変更届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 補助対象外経費の額
 - (2) 補助金及び国、県、他の市町村の給付金以外の収入額
 - (3) 年度を超えない補助対象工事の実施期間
 - (4) 補助対象経費に影響しない補助対象工事の工程
 - (5) その他市長が軽微な変更と認めるもの
- （実績報告）

第12条 交付決定者は補助対象工事が完了し、かつ、本市に転入又は転居が完了したときは、空き家バンクリフォーム補助金事業実績報告書（様式第9号。次条において「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る請求書及び領収書の写し
 - (2) 補助対象工事の完了後の写真
 - (3) 交付決定者の世帯全員分の住民票の写し（本籍及び続柄が入ったもの）
 - (4) 建物及び土地の登記全部事項証明書（未登記家屋にあっては所有者を証明する書類）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （額の確定）

第13条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、空き家バンクリフォーム補助金の額の確定通知書（様式第10号）及び空き家バンクリフォーム補助金の額の確定指令書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、空き家バンクリフォーム補

助金交付請求書（様式第12号）により速やかに市長に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付手続の委任）

第15条 補助金の交付に関する手続を他人にさせようとする者は、あらかじめ空き家バンクリフォーム補助金交付手続委任状（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、空き家バンクリフォーム補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 法令等又はこの告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、空き家バンクリフォーム補助金返還命令書（様式第15号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳簿の備付け）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。